

一 次 利 用 調 整	■受付期間 11月8日（月）～10日（水）午前8時30分～午後5時15分 11月11日（木）・12日（金）午前8時30分～午後7時00分 11月13日（土）午前8時30分～午後5時00分 ※書類の不備があった場合には受付ができない場合がありますので、早めのご申請をお願いします。 ※受付期間終了後の提出は二次利用調整（選考）となりますので、ご注意ください。
	■受付場所 子育て支援課 保育担当（1階8番窓口） ※郵送や各保育施設での受付は行っておりません。（書類内容を確認するため）
	■利用調整（選考）結果 利用調整（選考）結果は、令和4年1月頃に郵送で通知します。
	■その他 ◇宮代町以外の保育施設を希望される場合 希望保育施設の市区町村に申込み締切日等を確認の上、宮代町保育担当へお申込みください。その後、申請書等関係書類を希望先の市区町村へ送付します。なお、入所の審査は希望先の市区町村が行います。
	二次利用調整（選考）の受付期間に申込みができなかった方。 ※ただし、二次利用調整（選考）は、申込みの取下げ等により利用可能枠が生じた場合のみ実施します。
年 度 途 中	対象者 ：5月以降に保育施設を利用される方 受付期日 ：利用希望月の前月の15日までに申請してください。なお、締切日が、土・日・祝日にあたる場合は、直前の平日を締切日とさせていただきます。 結果通知 ：締切日の約10日後に郵送します。

<問合せ先>

宮代町 子育て支援課 保育担当

〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1

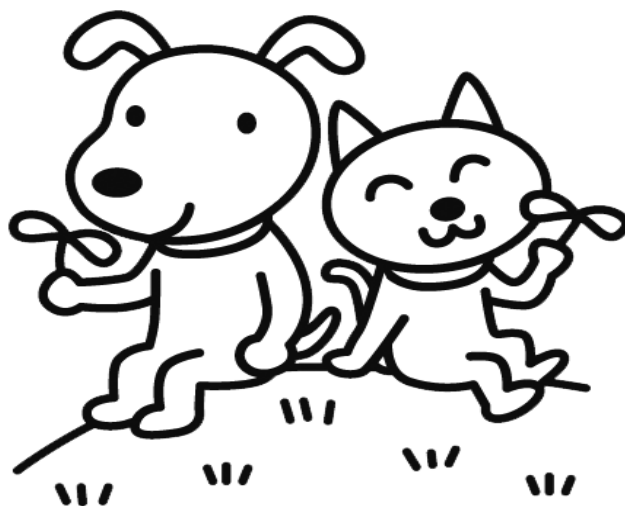
電話：0480-34-1111 内線：324・329

目 次

□保育施設とは-----	2
□保育認定について-----	2
□保育施設利用の流れ-----	4
□入所申込みの手続きについて-----	4
□利用者負担額（保育料）について-----	5
□宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準-----	6
□保育園 利用者負担基準表-----	8
□教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書記入例-----	9
□家庭状況調書記入例-----	12
□保育所入所申込における家庭状況申立書記入例-----	13

○令和5年度の入所について○

- ・令和4年度において保留となった方は、令和5年度の入所申請を改めてしていただく必要があります。
- ・令和5年度の4月入所受付期間、例月受付期日は変更になる場合があります。



■保育施設とは

保育所等は、保護者の委託を受けて保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。児童は、家庭を中心に保護者の愛情のもとで育てられるのが本来ですが、保護者が働いているため、病気や看護のためなど、子どもの保育ができない家庭等に代わり、就学前まで保育を行います。

そのため、保育所等は保育が必要な状態にある場合に入所できるものであり、どんな家庭状況の児童でも入所できるという施設ではありません。家庭での保育ができない程度によって、あるいは定員に余裕がないときなどは入所できない場合がありますので、予めご承知ください。

なお、保育を必要とする事由がなく「集団生活を経験させたい。」などの方は、教育認定（幼稚園等）が該当となるため、保育所等の利用はできません。

施設名	施設内容
認可保育所	保護者等の就労や病気などの理由により家庭で児童の保育（養護・教育）ができないとき、家庭に代わって保育を実施する児童福祉施設です。
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。
小規模保育事業所	0歳～3歳未満児を対象とした定員6人以上19人以下の少人数で行う保育です。
事業所内保育事業所	企業などが主に従業員の子どもの対象とした従業員枠の他に、地域の保育を必要とする地域枠の子どもを含めて保育を提供する事業所です。

■保育認定について

◆支給認定

保育施設の利用を希望する場合には、「保育が必要なこと」（保育の必要性）について、町から認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、保育の必要性を証明する書類等を添付した認定申請書を町に提出してください。

（1）3つの認定区分

申請時の年齢や希望（教育・保育）によって3つの区分により認定されます。

認定区分		利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	保育所・認定こども園・小規模保育施設等

(2) 保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする時間に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」になります。

保育の必要量	保育標準時間	保育短時間
想定される就労形態	フルタイム	パートタイム
想定される月の就労時間	概ね 120 時間以上	概ね 120 時間未満
1 日の利用可能時間	最長 11 時間	最長 8 時間

◆実際の利用時間は、就労時間やその他保育を必要とする時間を考慮して決定されます。

【保育標準時間】

▼月当たり 120 時間以上の就労を想定した利用時間（最長 11 時間）

30 分	← 11 時間（利用可能な時間帯） →	30 分
延長保育	保育必要量	延長保育

【保育短時間】

▼月当たり 120 時間未満の就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

		← 8 時間（利用可能な時間帯） →		
延長保育	延長保育	保育必要量	延長保育	延長保育

保育短時間となった方で、8 時間の保育では就労に不都合が生じる状況となった場合は、保育標準時間に変更できる場合があります。子育て支援課保育担当までご相談ください。

(3) 保育認定（2号・3号）の事由について

	利用事由	事由内容（保育の必要性）	必要量に応じた区分
1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働を含む。 ※最低基準として、月 48 時間以上の就労が必要です。	保育標準時間又は保育短時間（就労時間による）
2	妊娠・出産	保護者が妊娠中又は出産後間もないこと。	保育標準時間
3	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障がいがあること。	申請内容による
4	看護・介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を介護又は看護していること。	居宅外：介護等の時間による 居宅内：申請内容による
5	災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合。	保育標準時間
6	求職活動	保護者が求職活動を継続的に行っていること。	保育短時間
7	就学	保護者が学校又は職業訓練校に在学していること。	就学時間による（就労参照）
8	育児休業取得中の継続利用	育児休業中に、既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合	保育短時間
9	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間
10	その他	上記に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。	申請内容による

(4) 認定期間

認定区分	認定期間
2号認定（満3歳以上・保育認定）	就学前まで
3号認定（満3歳未満・保育認定）	3歳の誕生日の前々日まで

※支給認定内容は、利用者負担額決定通知書（保育料）に記載されております。

別途「支給認定証」を希望される方は申請書の希望欄に○をつけてください。

※求職・・・2か月 出産・・・産前8週の属する月初から産後8週の属する月末までです。

求職と出産は認定期間が短くなります。認定がないと保育所をご利用いただけませんので、ご注意ください。

■保育施設利用の流れ

①市町村に「保育の必要性」の認定と保育所等の利用希望を申請する

<提出時期>※入所決定は先着順ではありません。
4月入所・・・前年度11月上旬の指定期間
途中入所・・・入所希望月の前月15日締め切り

利用調整（選考） P. 6参照

利用可能人数を超えて申込みがあった場合は「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」に基づき選考を行います。

②利用調整（選考）結果の通知が届く

<到着時期>
4月入所・・・前年度1月（予定）
途中入所・・・締切日の約10日後

入所決定の場合	○入所継続通知書又は入所承諾通知書を送付します。 通知書に記載されている利用期間をご確認ください。 ○万一、利用を辞退される場合は、お早めにご連絡ください。 ※入所決定した園から保護者あてに連絡がありますので、親子で説明会へご参加ください。
入所保留の場合	○入所保留通知書を送付します。 ○利用申込書は、年度末3月まで有効です。 ※求職、妊娠・出産は認定期間中のみ有効になります。 （町外保育施設を利用の場合は例外） ○利用可能枠が生じた場合は、利用調整基準に基づき保育指数の高い方から順次ご連絡いたします。

利用者負担決定通知書（保育料） P. 8参照（0～2歳児クラス 4～8月の保育料）

<到着時期>4月入所・・・前年度3月（予定）
途中入所・・・入所決定通知書に同封します。

■入所申込みの手続きについて

入所を希望する方は、「提出書類チェック表」に記載されている必要書類をご用意の上、お申し込みください。なお、受付時に書類の確認が必要なため、郵送でのお申込みは受けられませんので、ご了承ください。

■利用者負担額（保育料）について

子ども・子育て支援法の規定により、経費の一部を利用者負担額（保育料）として各家庭で負担していただくこととなります。3歳児クラス以上は無償化となりますが、給食費（月額5,500円）はお支払いいただきます。

【保育料の算定方法】

令和4年4月から令和4年8月までの保育料は令和3年度（令和2年中の所得）市区町村民税所得割課税額より決定し、令和4年9月から令和5年3月までの保育料は令和4年度（令和3年中の所得）市区町村民税所得割課税額より決定します。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。審査の結果、9月から保育料が変更になる場合があります。

保育料(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠	令和3年度市区町村民税所得割課税額						令和4年度市区町村民税所得割課税額					

●保育料は、入所児童と同一世帯に生計を一にしている父母（単身赴任等別居している場合を含む）及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市区町村民税所得割課税額により階層を決定します。

保育料は児童の当該年度4月初日の年齢（入所しているクラス）により決定されます。

年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料の年齢区分は変わりません。

●児童と同居の在宅障害者がいる場合は、保育料が軽減されることがありますので申し出てください。

【納付先・納付方法】

利用する保育施設によって納付先が異なります。

利用施設	納付先	納付時期・方法
認可保育所（町内公立） 認可保育所（町内私立・町外私立）	宮代町	月末に埼玉りそな銀行の指定口座より引落としとなります。※月末が休日の場合は翌営業日
小規模保育施設（町内・町外） 認定こども園（町外）等	各保育施設	各保育施設にご確認ください。

◎保育料の滞納が続く場合、町の判断により児童手当から滞納分を差し引く場合（特別徴収）があります。また、保護者の方からの申し出により、滞納分を差し引いて児童手当を支給する制度（申出徴収）もあります。ご利用を検討される場合には、ご相談ください。

保育所利用者負担金（保育料）口座引き落とし日

当月	保育料引落日	該当月	保育料引落日
4月分	5月 2日（月）	10月分	10月31日（月）
5月分	5月31日（火）	11月分	11月30日（水）
6月分	6月30日（木）	12月分	1月 4日（水）
7月分	8月 1日（月）	1月分	1月31日（火）
8月分	8月31日（水）	2月分	2月28日（火）
9月分	9月30日（金）	3月分	3月31日（金）

■問合せ

保育所入所手続き等で不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

宮代町 子育て支援課 保育担当 電話：0480-34-1111内線：324・329

宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

令和4年4月入所分から適用

	保育に当たる保護者の状況		指数	該当		認定期間		
				父	母			
1	就 労	160時間以上	11			最長3年間（就学前） ※認定は3年間であるが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。		
		150時間以上～160時間未満	10					
		120時間以上～150時間未満	9					
		90時間以上～120時間未満	8					
		64時間以上～90時間未満	7					
		48時間以上～64時間未満	6					
	内 職 3か月分給与明細書等金額が分かるもの添付	月収3万円以上	5					
	月収1万8,000円以上（当初3ヶ月のみ1万円以上）	4						
2	妊娠・出産	出産又は出産予定日の前及び後の各8週間 ※以後継続したい場合は、退所の上、再申込みとする。	9	/		左記期間内		
3	保護者の 疾病・障がい (注1)	疾 病	医療機関等への入院・常時病臥	10		最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点とする。		
				居 宅 内	ねたきり、難病、リハビリ中等の状態		10	
					一般療養 週5日以上医療機関等へ通院をしている		7	
					一般療養 週3日から5日未満医療機関等へ通院をしている		6	
					その他（比較的軽症で定期的通院等を要する者）		5	
	身体障害者	1級・2級手帳所有者	10					
		3級手帳所有者	8					
4級手帳所有者		6						
知的障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合	9						
精神障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合	9						
4	看護・介護等	同居の親族が、3に挙げるような状態で常時看護・介護等が必要な場合	3の基準指数に準ずる			利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で、介護・看護のため保育を必要とする期間 ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。		
5	災害等	火災等及びその他天災などにより家屋の損傷、その他災害等復旧のために保育に当たることができない場合	10			最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。		
6	求 職	求職活動（就労内定・起業準備を含む）のため、明らかに保育に当たることができない場合 ※入所月時点での状況	3			利用を開始した日から2か月間 (注2) 期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。		
7	その他	1 就学等により、学業・技術習得のために保育に当たれない場合	8			最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。		
		2 乳幼児の両親が、死別・離別・行方不明等で代わりに保育に当たる者が前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合	8					
		3 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合 (児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象と認められる場合)	8					
		4 前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合	8					
		5 児童福祉等の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合	(注3)					
			合計					

(注1) 保護者の疾病・障がい、複数の項目に該当するときは、最も高い指数を採用します。

(注2) 求職の場合の入所期間は2か月です。入所月の翌月末までに勤務証明書の提出により継続して利用できます。

(注3) 当該児童・世帯の状況に応じて町長が判断します。

調整点項目（入所基準指数に加算・減点）

個別項目	条件	指数	該当	
家庭状況	出 産	全く介助者を期待できない場合	(+)2	
	ひとり親	母子・父子家庭（父母が死別・離別）、行方不明、拘禁等	(+)20	
	生活保護世帯	就労により自立支援に繋がる場合	(+)2	
	失業	主として生計を維持する者の失業（自発的失業を除く）により、就労の必要性	(+)10	
	自営業	自営の保護者で、仕事内容や実績の分かる書類の提出がない場合	(-)8	
児童本人 兄弟姉妹	障 害 児	保育の実施が乳幼児本人の成長に大きな意義があると関係機関等が認めた場合	(+)4	
	兄弟姉妹	入所希望園に兄弟姉妹が入所している場合（転園希望を含む）	(+)4	
		多胎児が同時入所する場合	(+)2	
入所前	小規模保育事業など地域型保育事業について、入所期間を満了する場合	(+)8		
就労状況	育児休業	育児休業終了者（予定を含む）／育児休業延長者	(+)2	
	保育士	保護者が保育士であり、新たに（復職・転職等含む）保育所・学童保育所等で月20日以上1日6時間以上勤務する場合	(+)2	
	祖父母同居	同居している65歳未満の保護者の父母が就労をしていない場合（疾病等で保育にあたることができない場合を除く）	(-)2	
保育料滞納	保育料を3か月未満滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）	(-)7		
	保育料を3か月以上滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）	(-)15		
町外在住者	町外在住者（入所月前月転入予定者を除く）で、勤務地が町内の場合	(-)5		
	町外在住者（入所月前月転入予定者を除く）で、勤務地が町外の場合	(-)10		

※利用調整指数が同点の場合の優先順位は以下のとおりです。

- 1 宮代町内在住者（転入予定者を含む）
- 2 ひとり親世帯
- 3 生活保護世帯
- 4 1ヶ月の就労時間の長さ
- 5 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 6 養育している子どもに障がいがある世帯
- 7 介護を必要とする家族がいる世帯
- 8 両親の一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
- 9 待機中であり、一時保育の利用期間が長い世帯
- 10 保育協力者（祖父母）の有無や居住地が遠い世帯
- 11 住民税所得割課税額が低い世帯

保育園 利用者負担基準表

階層区分		定義		3歳未満児		備考
第1階層	A	生活保護世帯		0	0	多子世帯の子どもの数の算定について、保護者と生計が同一の子であれば年齢に関わらず対象とする。
第2階層	B1	市町村民税非課税世帯	一般世帯	1人目	0	
				2人目	0	
				3人目	0	
	B2		ひとり親世帯等		0	
第3階層	C1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	一般世帯	1人目	12,800	
				2人目	6,400	
				3人目以降	0	
	C2		ひとり親世帯等	1人目	5,900	
				2人目	0	
		3人目以降	0			
第4階層	D1	うち、 57,700円未満	一般世帯	1人目	21,800	
				2人目	10,900	
				3人目以降	0	
	D2		ひとり親世帯等	1人目	9,000	
				2人目	0	
				3人目以降	0	
	D3	うち、 57,700円以上 77,101円未満	一般世帯	1人目	21,800	
				2人目	10,900	
				3人目以降	0	
	D4		ひとり親世帯等	1人目	9,000	
2人目				0		
3人目以降				0		
D5	その他(D1、D2、D3、D4を除く 97,000円未満)	1人目	21,800			
		2人目	10,900			
		3人目以降	0			
第5階層	E	市町村民税所得割課税額169,000円未満	1人目	35,600		
			2人目	17,800		
			3人目以降	0		
第6階層	F	市町村民税所得割課税額301,000円未満	1人目	48,800		
			2人目	24,400		
			3人目以降	0		
第7階層	G	市町村民税所得割課税額397,000円未満	1人目	55,800		
			2人目	27,900		
			3人目以降	0		
第8階層	H	市町村民税所得割課税額397,000円以上 または第1階層から第7階層以外(未申告者等)	1人目	59,800		
			2人目	29,900		
			3人目以降	0		

1 ひとり親世帯とは、(1)母子世帯又は父子世帯、(2)在宅障がい児(者)のいる世帯、(3)生活保護法に定める要保護者等特に困窮している町長が認めた世帯とします。

2 家計の中心者が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、祖父母や同居の親族の所得により利用者負担額を決定する場合があります。

3 未婚のひとり親は、みなし寡婦控除を適用できる場合があります。

4 賦課期日に指定都市にお住まいで、税源移譲により市民税所得割を8%で課税されている場合は、旧税率6%で算定します。

5 市町村民税所得割課税額の判定において、税額控除の一部(寄付金控除、住宅借入金等特別控除等)は適用しません。

6 市町村民税所得割課税額が確認できない場合は、最高額(第8階層)となりますのでご注意ください。

令和3年度の基準表です。
令和4年度は改定を予定しています。

記入例

教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書
(第19条第1項第2号、第3号)

①

保育所
認定こども園(保育部門)

〇〇年△△月□□日

宮代町長 あて

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。また、宮代町が、個人番号を利用して、施設型給付費・地域型保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、「施設型給付費・地域型保育給付費等認定」に対する結果について、利用調整(入所選考)結果とあわせて通知されることに同意します。

保護者(申請者) 宮代 太郎

申請に係る 小学校就学 前の 子ども	氏名		生年月日				性別	障害者手帳 の有無					
	(ふりがな) みやしろ いちろう 宮代 一郎		令和元年12月11日生 (令和4年4月1日現在1歳)				男	有・無					
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	1	1
保護者 住所・連絡先	(住所) 宮代町笠原1-4-1												
	令和4年4月1日現在の住所(予定)						上記と違う 場合記入	宮代町中央3-6-11					
	令和4年1月1日現在の住所(予定)							春日部市中央6-2					
	平成3年1月1日現在の住所												
(電話番号) ①090-XXXX-XXXX(母携帯) ②090-XXXX-XXXX(父携帯)													
保育希望の 有無	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む)											
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く)											

マイナンバー制度の
個人番号を記入して
ください。

①世帯の状況(本人以外)

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	(上段)職業又は学校名等 (下段)個人番号
児童の 世帯員	(ふりがな) みやしろ たろう 宮代 太郎	父	S60年11月11日生	男	会社員 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	(ふりがな) みやしろ はなこ 宮代 花子	母	S63年12月13日生	女	パート 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3
	(ふりがな) みやしろ はなえ 宮代 花絵	姉	H23年6月6日生	女	〇〇小学校〇年生 1 2 3 4 5
	(ふりがな) みやしろ まち 宮代 真知	姉	H27年8月6日生	女	1 2 3 4 5
	(ふりがな) みやしろ よしこ 宮代 良子	祖母	S38年9月9日生	女	1 2 3 4 5

※小学生の場合は●●小学校
●年生、未就学児童の場合は、
幼稚園名、保育園名を記入。
4月1日現在の状況。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和4年 4月 1日 から 卒園・令和5年 3月 31日まで			
希望する 利用曜日・時間	利用曜日		利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	7時30分 から 18時30分 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名		希望理由	事業所番号(※)
	第1希望	●●保育園	きょうだいが入所しているため	
	第2希望	△○保育園	職場から近いため	
	第3希望	■■保育園	通勤経路上にあるため	
	第4希望	××保育園	自宅から近いため	
	第5希望	□△保育園		
	第6希望	○×保育園		
	第7希望	□△保育園		
第8希望	×□保育園			

※第1希望だけを希望される方は、「第1希望の保育園に入所できない場合は辞退します。」と記入してください。第1希望で入所できない場合は、それ以外の選考はいたしません。

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	具体的な状況	【勤務先】	【通勤時間】	【通勤方法】
		〇〇商事(株)	1時間	電車通勤 (東武動物公園駅 ～北千住駅)
	【その他就労における特記事項】 残業が一日平均1時間ほどあります。			
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	【勤務先】	【通勤時間】	【通勤方法】	
	〇〇会社(株)	30分	車通勤	
【その他就労における特記事項】				
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 (<input type="checkbox"/> 未婚 ※未婚の場合は、戸籍謄本の添付をお願いします。) <input type="checkbox"/> 生活保護の適用 (なし ・ あり 年 月保護開始) <input type="checkbox"/> 在宅障がい児(者)がいる世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外			

④申請児童の情報

障害者手帳の情報	なし・あり (身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保険福祉手帳 ・)
その他特記事項	なし・あり (卵アレルギー)

*加配保育士の配置を検討しますので、なるべく正確にご記入ください。

⑤認定証について

認定証発行希望	あり (利用者負担決定通知書に認定内容が記載されています。別途認定証が必要な場合のみ、○をしてください。)
---------	---

【町使用欄】

(父)	(母)	(調整点)	(合計)
<u>その他特記事項</u>			

記入上の注意

この支給認定申請書兼保育所等利用申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、宮代町子育て支援課（施設（事業者）を經由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄に性別を記入してください。また、個人番号を記載してください。
- 2 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 3 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入して下さい。
- 4 ②「利用を希望する期間」及び「希望する利用曜日・時間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間等を記入して下さい。（「保育希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間等の範囲内で記入して下さい。）
- 5 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。

（裏面）

- 6 裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 7 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 就労等（家庭外労働） | 児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| （家庭内労働） | 児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事を行うことが普通なので、その児童の保育ができない場合（家庭外・内のいずれの場合も月48時間以上の就労が必要） |
| (2) 妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 |
| (3) 疾病・障がい | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合 |
| (4) 介護等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (5) 災害復旧 | 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 |
| (6) 求職活動 | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 |
| (7) 就学 | 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 |
| (8) 育児休業 | 育児休業中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合 |
| (9) 虐待・DV | 虐待やDVのおそれがある場合 |
| (10) その他 | 上記に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。 |

- 8 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親それぞれの児童を保育できない理由を9の表(1)～(10)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、(1)～(10)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（親のいない家庭など）は「その他」にチェック（）し、内容を（ ）内に記入して下さい。

※具体的な状況について、例えば、上記保育の認定基準(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(10)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。

- 9 ③「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（）してください。
- 10 ④申請児童の情報についての欄は、該当するものがある場合に○をつけ、内容を記入してください。
- 11 ⑤認定証についての欄は、別途支給認定証の発行を必要とする場合には○をつけてください。

（留意事項）

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合又は希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合など保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

保育の資料となりますので、記入漏れのないようにしてください。

保護者氏名	宮代 太郎	入所希望児童名	宮代 一郎 令和4年4月1日現在 (1歳)
希望保育園への送迎手段 (該当事項に○)	(朝)送迎者: 父・ <input checked="" type="checkbox"/> 母・祖父・祖母・兄弟・その他 () 送迎手段: 徒歩・自転車・バイク・ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車・その他 () (夕)送迎者: 父・ <input checked="" type="checkbox"/> 母・祖父・祖母・兄弟・その他 () 送迎手段: 徒歩・自転車・バイク・ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車・その他 ()		
現在の保育の状況	誰が 保育士が / 母が どこで ○○保育園で / 自宅で / ○○保育園(一時保育)で / 事業所保育で		
児童の健康状態	・健診の受診 無/ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (4か月健診、10か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診) ・健診時の指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 無/ <input type="checkbox"/> 有 (内容:) ・アレルギー等 無/ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容: 卵アレルギーのため、除去しています。) ・発達上心配ごとや定期的な通院等があれば記入してください。 (友だちと遊んでいる時に自分の思いが通らないと手が出ます。) ・日常生活で気をつけていることがあれば記入してください () 次の項目は2歳から5歳までのお子様についてお答えください。 ・理由なく奇声を出したり、泣いたりすることがありますか? はい/ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ・落ち着きがなく、手を離すとどこに行くか分からないことがありますか? はい/ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ *加配保育士の配置を検討しますので、なるべく正確にご記入ください。		
祖父母の状況	父方祖父母	住所	同上
		児童と	(<input checked="" type="checkbox"/> 同居) ・ 別居)
		祖父	歳: 外勤・自営・内職・無職・その他 ()
		祖母	57歳: <input checked="" type="checkbox"/> 外勤・自営・内職・無職・その他 ()
	母方祖父母	住所	宮代町○○○1-1-1
		児童と	(同居 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 別居)
		祖父	60歳: <input checked="" type="checkbox"/> 外勤・自営・内職・無職・その他 ()
		祖母	58歳: 外勤・自営・内職・ <input checked="" type="checkbox"/> 無職・その他 ()

※出産予定のある方は記入してください。

疾病・出産・看護等の状況 (該当する事由の欄に記入してください)

出産	出産予定日	年 月 日	※母子手帳の写しを添付
病気身障	傷病名 () <input type="checkbox"/> 通院 (月・週 回) <input type="checkbox"/> 入院 (年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 自宅療養 ※診断書を添付してください。		
	心身障がい 手帳の有無 <input type="checkbox"/> 有 (級 種 障がい名)		
看護介護	氏名 () 続柄 () <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)		
	傷病名 () 状況 <input type="checkbox"/> 通所・通院 (月・週 回) 病院・施設名 () <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅療養 ※診断書を添付してください。		

保育所入所申込における家庭状況申立書

記入例

* 65歳未満の祖父母が同居している場合には提出が必要となります。

令和〇〇年△△月□□日

(あて先) 宮 代 町 長

保護者氏名 : 宮代 太郎

児童氏名 : 宮代 一郎

住 所 : 宮代町笠原1-4-1

父母以外に65歳未満の祖父母が同居していますが、本児童の保育を必要とする理由を下記のとおり申立てます。

記

同居祖父母氏名	年齢	状況 (当てはまる箇所に○をしてください。)	(就労の場合) 就労状況
宮代 良子	57	<input checked="" type="radio"/> 就労 (右欄をご記入ください)	事業所名 : 〇〇会社 (株)
		<input type="radio"/> 疾病 (診断書等添付してください)	所在地 : 〇〇市・・・
		<input type="radio"/> その他 ()	電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇
		<input type="radio"/> 就労 (右欄をご記入ください)	事業所名 :
		<input type="radio"/> 疾病 (診断書等添付してください)	所在地 :
		<input type="radio"/> その他 ()	電話番号 :
65歳未満で就労していない場合は、診断書等の提出が必要となります。証明のない場合は、利用調整に関する基準に基づく調整点項目により、減点となります。			事業所名 :
			所在地 :
			電話番号 :
		<input type="radio"/> 疾病 (診断書等添付してください)	事業所名 :
		<input type="radio"/> その他 ()	所在地 :
			電話番号 :

※同居親族に保育の必要性がない場合は、入所調整において減点となります。